

第 1 5 期第 2 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 8 年 7 月 2 3 日（木） 午後 2 時 0 0 分

場 所：札幌市役所 1 2 階 2 号会議室

第15期第2回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	佐 藤 朋 子	出 席
4	氏 家 正 喜	出 席
5	上 山 雅 彦	出 席
6	吉 田 長 幸	出 席
7	藤 井 徹	出 席
8	宮 本 栄	出 席
9	大 西 智 樹	欠 席
10	平 佐 雅 勝	出 席
11	橋 場 和 実	出 席
農地利用最適化 推進委員	北 嶋 茂	議案第1号の調査員 として出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次 長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 石田 勇貴	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
報告第 2 号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第 3 号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	
報告第 5 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	
報告第 6 号	現況証明について（事務局長専決）	
報告第 7 号	農地法違反転用事案の報告について（会長専決）	

第15期第2回農業委員会総会 議事録

令和8年7月23日(木)

発言者	議 事 内 容
議 長	これより第15期札幌市農業委員会第2回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、大西委員から欠席の連絡がありました。委員総数11名中、出席者10名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号3番の佐藤委員と議席番号4番の氏家委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案3件、報告7件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	1ページの申請番号30-301番につきましては、地区担当の北嶋推進委員からご説明いたします。
北嶋委員	推進委員の北嶋です。それではご説明いたします。 申請番号30-301番につきましては、使用貸借権の設定でございます。借主はトウモロコシ等を生産する予定の特定非営利活動法人でございます。 場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。6月29日に私と事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。 耕作の事業に供すべき農地のすべてについて、耕作の事業を行うことが見込まれ、かつ、社会福祉事業等を行うことを目的として設立された社会福祉法人等が当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地法第3条第2項の各号のうち、常時従事等の斜線が引かれている要件は適用されません。 また、適用のある第3号、第5号及び第6号に該当しないことから、許可できるものと考えられます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)

発言者	議 事 内 容
議 長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、北嶋推進委員は退席されます。 (北嶋委員退席) 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農地係長	2ページの申請番号31-501番及び申請番号31-502番について一体の案件のため、合わせてご説明いたします。 本件は、市街化調整区域内の農地への流通業務施設建設及び流通業務施設に付属する暗渠管理設のため、農地を転用及び一時転用したいというものです。 資料2-1及び資料3-1をご覧ください。 申請地は、本市中心部より北東へ約7kmの市街化調整区域に位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められるため、甲種農地に該当すると判断されます。 譲受人は卸売商社として、札幌市東区、西区などに物流センターを立地し事業を行っておりますが、物流機能の拡充のため、流通業務施設を建設するというものです。 次に資料2-2及び資料3-2をご覧ください。 土地の利用計画は、流通業務施設として、倉庫が3,371.20㎡、緑地が7,506.77㎡、駐車場・通路等が9,547.68㎡で、転用面積は20,425.65㎡となっております。 また、暗渠管理設については、暗渠管及び暗渠管理設作業の際に使用する鉄板敷きにより、転用面積は163.68㎡となっております。 本申請は特別な立地条件を必要とする流通業務施設のための転用、及び流通業務施設内の雨水等対策としての暗渠管理設のための一時転用を行うもので、農地法施行令第11条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条第1項第4号イの規定により、甲種農地の転用許可をすることができますものとされています。 また、申請地は道道札幌当別線に面しており、札幌市長が都市計画法第34条に基づいて定めた基準により、流通業務施設が立地可能な区域の範囲にあり、都市計画法上の開発許可も認定される見込みとなっております。 つきましては、許可基準に照らし許可相当と考えられますので、北海

発言者	議 事 内 容
農地係長	道農業会議に意見聴取を行った上、別紙申請番号31-501番及び申請番号31-502番の「意見書」のとおり、北海道知事あて進達してよろしいか、ご審議願います。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
氏家委員	暗渠管は、隣接する農地への配慮で設置されるのでしょうか。
農地係長	そのとおりです。雨水対策として暗渠管を設置するものです。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
橋場委員	緑地帯が配置されていますが、こちらはこういった目的で設けられているのでしょうか。
農地係長	こちらも敷地内の雨水対策でして、この緑地で一時的に雨水を吸収し、暗渠管を通して流していくための機能として計画されております。
橋場委員	冬の期間、雪の処理についてはどのように対応される想定ですか。
農地係長	冬期間につきましては、敷地内のこの緑地スペース等を活用して排雪・堆雪を行うことを想定しております。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第2号申請番号31-501番及び申請番号31-502番につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、申請番号41-501番について、事務局から説明をお願いいたします
農地係長	3ページの申請番号41-501番についてご説明いたします。 本件は、市街化調整区域内の農地で太陽光発電施設及び系統用蓄電池所の設置を検討するための地盤調査、試掘等をするため、農地を一時転用したいというものでございます。 資料4-1をご覧ください。 申請地は、本市中心部より北東へ約8kmの市街化調整区域に位置し、10ha以上の一団の農地ではなく、過去に農業公共投資の対象となったことはありません。また、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に当たり、第3種農地に該当すると判断されます。 申請者は太陽光を利用した発電事業及び電力販売や太陽光発電施設の管理・運営を営んでおり、この度、本市で事業を行うにあたり太陽光パネルを設置する用地を探している状況でございます。 申請地につきましては、太陽光を利用した発電事業のために必要とな

発言者	議 事 内 容
農地係長	る土地面積や、周辺に日光を遮断する建築物が少ない良好な日照環境、接道状況等の条件を満たす用地として選定されているものでございます。 次に資料4－2をご覧ください。 土地の利用計画ですが、地質調査で50.06㎡となっております。 本申請は第3種農地の転用であり、一般基準を満たし許可相当と判断されますので、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第2号申請番号41-501番につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、申請番号76-501番について、事務局から説明をお願いいたします
農地係長	申請番号76-501番の手稲区手稲前田の件につきましては、違反転用に係る事後許可申請を含む事案であり、報告第7号と関連しておりますので、一括してご説明いたします。 まず、17ページの報告第7号「農地法違反転用事案の報告について」をご覧ください。 本件は、豆乾燥用の農業用施設を無許可で設置した農地法違反事案として、会長専決により北海道知事に報告したものです。 位置については、資料5－1をご参照ください。 当事者からは、転用に関する認識不足であったとの釈明とともに、是正に向け善処したいとの意向が示されました。 処分権者である北海道と協議した結果、農業用施設を設置する行為自体は本来許可されるべき事案であることから、事後申請による追認をもって是正を図る方針となり、今回の申請に至っております。 それでは、3ページに戻って、手稲区手稲前田の件についてご説明いたします。 本件は、市街化調整区域内の農地に農業用施設を設置するため、農地の一部を転用したいというものです。 資料5－1をご覧ください。 申請地は、市中心部より北西へ約11kmの市街化調整区域に位置し、農業振興地域の整備に関する法律に基づき定められた札幌市農業振興

発言者	議 事 内 容
農地係長	地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある、農用地区域内農地に当たります。 借主は豆類の生産を行っておりますが、生産の効率化及び安定化を目的に、新たな農業用施設を建築する必要性が生じました。 そのため、申請地を事業地として転用したいというものでございます。 なお、申請地においては、借主から札幌市に対し、「札幌市農業振興地域整備計画の変更申出書」が7月3日付で提出されており、農用地区域内の農地から農業用施設用地に用途が変更になる見込みであります。 こうしたことから、本申請は、札幌市農業振興地域整備計画で定める農用地利用計画において指定された用途に供するための転用として、許可できるものとされております。 次に資料5－2をご覧ください。 土地の利用計画は、豆を乾燥させるための作業スペースや豆の保管、車両置場として使用する農業用施設1棟のほか、雨水対策の土地造成を行うもので、転用面積は372㎡となっております。 以上から、本申請は、農業用施設のための転用であり、違反地に係る申請については、事前に手続きを経ていれば許可を受けることが可能であった事案であることから、許可することをもって違反の是正を図らせることが適当と考えられます。 つきましては、許可基準に照らし許可相当と考えられますので、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
平佐委員	本件は事後申請ということで、元々事前に申請していれば許可相当であったということは理解できるのですが、申請者のお母様は推進委員を務められていた方ですが、指導する立場でありながら、なぜ事前に申請しなかったのか疑問を感じます。 先に施設を建設した上で事後申請をする方が増えないような対策を望みます。
議 長	事務局からの説明を求めますか。
平佐委員	いえ、趣旨はお伝えしましたので、回答は結構です。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)

発言者	議 事 内 容
議 長	異議がありませんので、議案第2号申請番号76-501番につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 4ページの申請番号55-601番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はトウモロコシ等を生産する農家でございます。 場所でございますが、資料6-1の位置図をご覧ください。6月18日に事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料6-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を取得する要件を満たしていると考えられます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号までについて事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 5ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、白石区で1件、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。 次に6ページ及び7ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は6社の農地所有適格法人及び5社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 農地所有適格法人につきましては、資料7-1から7-6までをご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 次に、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料8-1から8-5までをご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第3

発言者	議 事 内 容
振興係長	条第3項に定める2つの要件「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。 続きまして、8ページから10ページまでの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、5月25日の第14期第35回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。
農地係長	続きまして、11ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、北区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、駐車場造成のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 12ページ及び13ページの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、東区で2件、「賃借権の設定」を伴うものにつきまして、手稲区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、駐車場・資材置場、店舗建築のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 14ページから16ページまでの報告第6号「現況証明」について、北区で4件、東区で4件、白石区で6件、厚別区で1件、清田区で1件、南区で3件、西区で4件、手稲区で1件、合計24件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 最後に、17ページの報告第7号「農地法違反転用事案の報告」については、議案第2号でご説明したとおりでございます。 報告は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和8年8月25日、火曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第3回総会は令和8年8月25日、火曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時30分